

追加 1-10

企業年金等

2 中小企業のための退職金制度（中小企業退職金共済）

雇用する従業員を被共済者として事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結することで、従業員の退職金（一時金のほか、[分割での受け取りも可](#)）を準備する制度です。中小企業退職金共済（以下、「中退共」という）に加入することができる法人企業は、常時雇用する従業員の数または資本金・出資金の額のいずれかが業種に応じて定められた基準に該当（[加入後に基準を超えた場合は脱退](#)）する企業に限られます。

中退共に新たに加入する事業主は、加入後4ヵ月目から1年間にわたり、国から掛金月額額の1/2の助成を受けることができ、中退共の掛金は、法人の場合、その全額を[損金に算入](#)することができますので、福利厚生の実と節税効果が期待できます。

従業員のための制度なので役員や事業主は被共済者となれませんが、事業主の配偶者や事業主と生計を一にする同居の親族は、[事業主に使用される（使用従属関係にある）](#)と認められれば、加入することができます。

なお、被共済者が退職後に中小企業者に雇用されて再び被共済者となった場合は、所定の要件の下、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができます。

※ 上記の文章に差替えました。